



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○都市計画事業の変更の認可・9件（道路街路課）	1
○県道の供用の開始（道路管理課）	4
公 告	
○争議行為を行う旨の通知（雇用労政課）	4

告 示

沖縄県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成11年沖縄県告示第858号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・南1号宮平学校線
- 3 事業施行期間 平成11年12月7日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第608号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線
- 3 事業施行期間 平成14年7月5日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第910号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宮古島市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・4号下里通り線
 - 3 事業施行期間 平成14年10月25日から平成25年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第551号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線
 - 3 事業施行期間 平成12年7月14日から平成25年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第604号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線
 - 3 事業施行期間 平成16年8月17日から平成25年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第57号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成8年1月19日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第135号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成15年2月28日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第721号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成14年8月20日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 3 事業施行期間 平成10年6月19日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 高野西里線
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字西里1451番1から宮古島市平良字西里1406番5まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月15日

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成23年3月2日次のとおり通知があった。

平成23年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 事件
 - (1) 生活を守る賃金と雇用の確保。一時金の大幅な引き上げ、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。安全・安心の医療・福祉の実現。
 - (2) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員
 - (3) 夜勤交代制労働者の勤務時間は「一日7.5時間以内、週32時間、勤務間隔12時間以上」。長時間・2交替制勤務反対。2年課程通信制受講者への支援措置の確立
- 2 期間 平成23年3月17日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじくクリニック、浦添虹薬局、美里虹薬局、しらさぎ虹薬局及び老人保健施設かりゆしの里
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---